平成２２年（フ）第１８５５号
宮城県名取市手倉田字八幡416番地　ラ・ベルジュ305号
債務者　小笠原宏子（旧姓小関）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６４号
宮城県気仙沼市幸町３丁目２番12号　コーポＳＡＩＷＡＩ－１号室
債務者　及川　　智
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第３５２号
福島市岡部字大旦184番地の２
債務者　高久登喜子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第７３５号
茨城県水戸市千波町1702番地の12　サンビレッジ葉山Ａ棟202号、旧住所茨城県水戸市酒門町3296番地の27　クラーロくみけやき台101号
債務者　藤枝　隆子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７３８号
茨城県那珂市飯田1841番地２
債務者　荒明　京子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７４２号
茨城県常陸太田市馬場町444番地の７
債務者　芦沢　誠一（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７４８号
茨城県水戸市吉沢町79番地　オリエントハイツ105号
債務者　保原　和美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７５３号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅311棟204号
債務者　仁平　正崇
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７５５号
茨城県水戸市元吉田町3188番地の１　オアシス201号
債務者　中村　　猛
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７５９号
茨城県水戸市元吉田町3017番地の２　住谷方
債務者　工藤　利丸
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３９５号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見418番地47　メゾンフラワーⅠ―203
債務者　林　　弘行
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４２５号
茨城県石岡市石岡13904番地22
債務者　関　　利夫
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４３３号
茨城県かすみがうら市稲吉３丁目７番４号　高野住宅
債務者　細谷　正之
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４３９号
茨城県つくば市大曽根2783番地３
債務者　上野　暁快
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４４０号
茨城県つくば市大曽根2783番地３
債務者　上野　節子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４４７号
茨城県つくば市吉沼3958番地５
債務者　清石　啓子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４５８号
茨城県つくば市真瀬416番地
債務者　小堀　泰史
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係